



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 6 月 3 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海】

「賃上げガイドラインについて(2)」

2008年4月28日、上海市労働・社会保障局より「2008年度企業賃上げガイドライン」が発表されました。また、天津市、蘇州市、青島市等も2008年度賃上げガイドラインをそれぞれ調整のうえ発表しております。平成19年7月11日付りそな銀行アジアニュースに続き、各地域別のガイドラインを以下のように纏めました。

【賃上げガイドラインとは】

- ◎各企業間での賃金格差を縮小する目的として導入された政策。
- ◎各地方政府の労働・社会保障部門等が経済伸び率、物価水準、労働就業状況等を勘案し、決定。
- ◎基本ライン、上限、下限の三点で発表され、高収益企業は上限、赤字企業は下限までとする指導。
- ◎あくまでもガイドラインであって、法的強制力はない。

【中国主要都市の賃上げガイドライン】(下記「—」部分については未発表)

省/直轄市	2007年度				2008年度				
	基本ライン	上限	下限	※最低賃金	基本ライン	上限	下限	最低賃金	
上海市	9%	12%	3%	750元	11%	16%	5%	960元	
北京市	9.5%	14.50%	—	730元	—	—	—	—	
天津市	14%	22%	6%	670元	15%	22%	6%	820元	
江蘇省	無錫市	13%~15%	17%~19%	3%~4%	750元	—	—	—	850元
	蘇州市	14%	21%	5%	750元	14%	21%	5%	850元
	南京市	12%~14%	16%~18%	5%	750元	10%~12%	18%	5%	850元
浙江省	杭州市	10%	15%	3%	750元	12%	18%	5%	850元
遼寧省	大連市	11%	17%	6%	650元	—	—	—	700元
山東省	青島市	14%	22%	4%	610元	14%	23%	6%	760元
福建省	アモイ市	8%	12%	0	650元	10%	15%	0	750元
湖北省	武漢市	9%	18%	—	460元	—	—	—	580元

2008年度のガイドラインは、ほぼ全地域において前年比同水準、或は上回っており、主要都市全ての基本ラインが10%以上となっています。急激なインフレ等の経済背景により、今後、更なる賃上げ(人件費上昇)へと進む可能性を否定できません。

※2007年度の最低賃金は2007年度ガイドラインが発表された時点のデータ。
以上

【出所:各地方政府の労働・社会保障部門等発表の抜粋】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-5337
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載